



Title	ブルワー＝リットンの『ポール・クリフォード』に見る犯罪者と流刑
Author(s)	内藤, 貴夫
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27373
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ブルワー＝リットンの『ポール・クリフォード』に見る犯罪者と流刑

内藤貴夫

序論

18 世紀から 19 世紀にかけてのイギリスは、人口の増加と産業革命に伴う雇用の減少によって下層階級者の多くが困窮し、犯罪に手を染める人々が増加した時代であった。犯罪を抑制するために政府は死刑に頼った厳罰政策を取るものの、犯罪の増加を防ぐことはできなかった。死刑相当罪を増やす一方で、1718 年には代案として流刑が導入されることになり、多くの犯罪者が植民地であるアメリカへ、1787 年以降はオーストラリアへ追放されることになる。そのような非人道的な厳罰政策や犯罪者の処遇に対して意義を唱えたのがエドワード・ブルワー＝リットン (Edward Bulwer-Lytton, 1803-73) であり、『ポール・クリフォード』(Paul Clifford, 1830) には社会政策に対する批判が強く示されている。

本稿では、第一章でブルワー＝リットンと『ポール・クリフォード』について、第二章では 18 世紀から 19 世紀にかけての犯罪の増加と流刑の導入についてまとめる。第三章では、第二章でまとめた社会状況と関連付けて『ポール・クリフォード』の分析を行い、リットンが示した改善策が当時の社会政策といかに相対するものであったかを読み解くことを目的とする。

1. ブルワー＝リットンと『ポール・クリフォード』について

ブルワー＝リットンは現在ではほとんど読まれなくなったヴィクトリア朝の作家であるが、『ポンペイ最後の日』(The Last Days of Pompeii, 1834) をはじめ、小説だけで 30 作以上、他にも詩や劇なども数多く残し、当時としてはディケンズやサッカレーと並ぶ人気作家であった。幼少より広く文学に親しみ、観察眼に優れた彼は、特に初期には社会問題を扱った作品を多く書いており、『ポール・クリフォード』もその一つである。

18 世紀というのは個人の自由を重視する時代であったが、その一方で法律は大変厳しく不公平なものであった。罪を犯した者には、死刑に大きく頼った異常なまでに厳しい刑罰が施行されていたが、そのような非人道的な厳罰政策に対して意義を唱え、罪を犯すに至る犯罪者を弁護したのがリットンなのである。人を犯罪へと至らしめるのは、その人の生まれ持った性質ではなく、そのような不運な境遇を作り出している社会ではないか、というのがリットンの主張するところであり、それを小説の中に取り入れたのが『ポール・クリフォード』である。実際にリットンは 1840 年版の序文で、『ポール・クリフォード』を書いた目的は「立法機関の二つの過ち、すなわち非道な監獄規律 (prison discipline) と残忍な刑法へと読者の注意を引きつけること」³²と述べている。従来の勧善懲悪の犯罪小説とは意を異にする『ポール・クリフォード』は、新しい犯罪小説、いわゆる「ニューゲイト小説」の嚆矢として社会に大きな衝撃を与えたのである。不道德な内容のために批評家から激しく非難される一方、貧困に苦しむ下層階級者に対する同情的な描写は庶民から大きな支持を得たのであった。

³² Edward Bulwer-Lytton, *Paul Clifford* (London: George Routledge and Sons, 1887), p.vii.

2. 18-19 世紀にかけての犯罪の増加と流刑の導入

リットンが反対する厳罰政策には、18 世紀から始まる犯罪者の増加という社会問題が大きく関わっている。18 世紀から 19 世紀にかけて、イギリスは人口が急増する中で、産業革命による機械化などのため、繁栄する一方で失業者が続出する事態に陥っていた。1700 年から 1740 年まで 600 万人だった人口が、1770 年までに倍増、さらに 1850 年には 1800 万人にまで増加し、職のない多くの下層階級者が苦しい生活を送っていた。そのような状況の中で、生きるために犯罪に手を染める人々が急増したのである。

犯罪が増加した理由の一つとして、イギリスが組織的な警察力を持たなかったことも挙げられる。柳本正春によれば、19 世紀初頭までイギリスの政治家は、警察力を備えるということに生理的な反発感を持っていたという³³。大陸の警察制度の例を見て、警察を個人の自由や権利を侵害するおそれあるものとして退けていたのである。増加する犯罪を抑圧する手立てとして、イギリスでは自然な流れとして刑罰を重くするという策が講じられたわけである。つまり、死刑への恐怖によって犯罪の抑制が図られたのである。しかし、死刑によっても犯罪者は後を絶たず、監獄の過密化や不衛生化、収容所の不足、囚人の管理費なども問題となった。さらに、監獄の中とはいえ、囚人たちが近くにいるという意識は国民の安泰な生活を脅かし、改善を求める声が上がるとなるのである。これらすべての問題に加え、植民地開拓の労働者不足という問題までも解決する最善の策として考案されたのが流刑であった。

流刑は 1718 年の流刑法 (Transportation Act) の導入によって公に開始される。当初はアメリカの植民地へ追放していたが、1775 年の独立戦争を機にアメリカがイギリスからの犯罪者の受け入れを拒否し、1787 年からはオーストラリアへの流刑が開始された。1718 年から 1775 年までの間にアメリカへ流刑に処せられた犯罪者数は 3 万人以上、1787 年から 1868 年までにオーストラリアへ追放された犯罪者数は 16 万人以上にも上った³⁴。

流刑者の生活はというと、主に官庁や軍、一般入植者のもとで労働に従事した。勤勉さを認められた囚人には模範囚として仮出獄の恩典が与えられ、強制労働を免れて一定の警察の監督区域内で賃金を受けて働くことが許された。また、問題を起こすことなく一定期間を過ごした囚人には、条件付赦免あるいは無条件の赦免が与えられた。条件付赦免の場合は刑期満了まではイギリスへの帰国は認められなかったが、無条件の赦免の場合は自由の身となることができた。多くは現地にとどまり、移民として安定した生活を獲得したのである。

服役中の囚人に対しては、法と秩序を守り、彼らがさらに罪を重ねることを防ぐための罰則が設けられていた。労働中の怠慢、命令違反、無断外出、命令不服従などの罪に問われた囚人は、道路工事などの重労働、鞭打ちの刑、特別収容地域への流刑などの宣告を受けたのである。鞭打ちは 50 打ちから千打ちに及ぶ場合もあり、千打ちの刑を受けて運よく生き延びた受刑者は背中を真っ直ぐに伸ばすことができず、よろめきながら歩く惨めな姿をさらしたという³⁵。

³³ 柳本正春『英米における犯罪者処遇』(成文堂、1972 年)、203 頁。

³⁴ A. Roger Ekirch, *Bound for America: The Transportation of British Convicts to the Colonies, 1718-1775* (Oxford University Press, 1987), p.23 and Robert Hughes, *The Fatal Shore: A History of the Transportation of Convicts to Australia, 1787-1868* (London: Vintage, 2003), p.xi.

³⁵ マニング・クラーク著、竹下美保子訳『オーストラリアの歴史』(サイマル出版会、1978 年)、30 頁。

流刑地での囚人の運命は運に大きく左右され、赦免され幸せな生活を送れる囚人がいる一方で、苦しい境遇におかれて奴隷同然の暮らしを強いられる者も少なくなかった。流刑については、導入当初より「犯罪者を国内での労働に当てるべき」との意見も出たが、時の首相ウィリアム・ピットは「流刑が一番安上がりな方法」だとして反対意見を退けている³⁶。囚人に対する扱いのひどさから、イギリス本国では流刑廃止を求める声がたびたび上がるものの、議会で否決され続け、一部廃止の決定は 1839 年まで待つことになるのである。また、囚人に対する扱いについては、1810 年に総督に就任したラクラン・マコーリーの尽力によって改善されてゆくことになる。

流刑の導入に伴って死刑執行の数は減少したものの、犯罪自体は増加の傾向にあった。1796 年のナポレオン戦争を機に労働力の需要が増し、犯罪率も一時は減少するものの、1815 年の戦争終結から 1845 頃まではイギリスの社会情勢は悪化の一途をたどり、失意、憤慨、貧困が国民の間にうずまいた。19 世紀初頭のロンドンで犯罪がいかに横行していたのかは、『ポール・クリフォード』のエピグラフに引用されている 1820 年のウェリントン公の演説からも明らかである。

“Many of your lordships must recollect what used to take place on the roads in the neighborhood of this metropolis some years ago. Scarcely a carriage could pass without being robbed ; and frequently the passengers were obliged to fight with, and give battle to, the highwaymen who infested the roads.” —DUKE of WELLINGTON’S SPEECH ON THE METROPOLIS POLICE BILL, June 5th. MIRROR OF PARLIAMENT, 1820, p. 2050.

(「皆様方の多くは、数年前のこの大都市近辺の通りで何が起こっていたか思い出すに違いない。荷物が強奪されずに運ばれる事は滅多になく、乗客はいつも、通りに横行する盗賊どもに抵抗したり、あるいは戦いをしかけたりせざるを得なかった。」—大都市警察法案に際するウェリントン公の演説、1820 年 6 月 5 日、国会の鑑、2050 頁) (拙訳)

これは 1775 年のジョナス・ハンウェイの記述と類似しており、半世紀経っても犯罪者の溢れる社会状況が変わっていないことがわかる。

I sup with my friend; I cannot return to my home, not even in my chariot, without danger of a pistol being clapt to my breast. I build an elegant villa, ten or twenty distant from the capital: I am obliged to provide an armed force to convey me thither, lest I should be attacked on the road with fire and ball.³⁷

(友人と食事をしたけど、家に帰れない。馬車を使ってさえも、胸に銃を突き付けられる危険があるから。ロンドンから十数マイルの距離に素晴らしい家を建てたのに、そこまで護衛を頼まざるを得ない。道中に銃で襲われちゃいけないから。)(拙訳)

³⁶ Hughes, *The Fatal Shore*, p.108.

³⁷ Hughes, *The Fatal Shore*, p.25.

社会情勢の悪化に伴って犯罪率もピークに達し、1810年から14年にかけて年間678件だった犯罪数が、1815年から19年までには三倍の2090件、1820年から24年では2756件にまで増加している。そして犯罪率の増加に比例して、流刑者数も増していくのである。イギリス政府が国内の刑務所の改革に着眼しなかったのは、ロバート・ヒューズが指摘するように、流刑の方が費用がかからないことに加え、刑務所とはアメリカの考案物と見なされており、反抗的な過去の植民地の考案を真似することを政府は良しとしなかったためであった³⁸。

そのため、威嚇効果を重視した政策は続き、死刑相当罪の数は18世紀初頭の50から、1800年には200以上にまで増加している³⁹。13世紀には殺人罪、反逆罪、放火罪、強姦罪に対してのみ死刑が適応されていたことを考えると、驚くべき数といえるだろう。このような社会政策に疑問を抱き、誤った政策に人々の注意を向けるために書かれたのが『ポール・クリフォード』なのである。

この小説の発表と同年から、刑法の改正が始まるというのも興味深い事実である。18世紀末から19世紀初頭にかけてのサミュエル・ロミリーの運動や、1822年に内務大臣に就任したロバート・ピールの運動によって、少しずつ刑法改正がなされたが、1830年以降になって大きな動きを見せることになる。リットンの息子ロバートによれば、世論を刑法改正へと惹き付ける大きな役割を果たしたのが『ポール・クリフォード』であった。

The publication of 'Paul Clifford' did much to stimulate public opinion in favour of carrying Criminal Law Reform far beyond the point at which it had been left by the labours of Romilly: and the book itself was an incident in my father's constant course of endeavor to improve the condition of that large portion of the population which is most tempted to crime through poverty and ignorance, – not by the proclamation of utopian promises, or recourse to violent constitutional changes, but through a better intellectual training facilitated by timely administrative reforms.⁴⁰

『ポール・クリフォード』の出版は、ロミリーの尽力以来滞っていた刑法改正を大きく進める方向へと世論を誘引した。この小説自体は、貧困と無知によって犯罪者へと陥りやすい下層階級者の状況を——空想的な保証や暴力的な憲法改革によってではなく、時宜を得た行政改革に基づく知育によって——改善しようとする作者の固い信念の産物であった。
(拙訳)

『ポール・クリフォード』の直接的影響は未だ証明されていないが、実際に1830年5月の『ポール・クリフォード』出版の直後に、『ブラックウッズ・エディンバラ・マガジン』や『エディンバラ・レビュー』において刑法改正を訴える記事が相次いで掲載されている⁴¹。同年11月に発足したグレイ政府は刑法の劇的で明確な改正に着手し、1832年には、「死刑への恐怖が犯罪

³⁸ Hughes, *The Fatal Shore*, p.426.

³⁹ Robert Lytton, *The Life, Letters and Literary Remains of Edward Bulwer, Lord Lytton* (Forgotten Books, 1883), pp.242-243.

⁴⁰ Robert Lytton, *The Life, Letters and Literary Remains of Edward Bulwer, Lord Lytton*, p.244.

⁴¹ John Wilson, "On the Punishment of Death", *Blackwood's Edinburgh Review*, vol.27, June, 1830, pp.865-878 and Henry Brougham, "Capital Punishment of Forgery", *The Edinburgh Review*, vol.52, January, 1831, pp.398-410.

を予防する最善策」であるとするエルドン⁴²の抗議にも関わらず、窃盗や偽造などの犯罪から死刑を除外する条例が制定された。続く 1833 年、34 年の条例では財産のみに関する犯罪から死刑が除外されている。その後も改正は続けられ、1841 年の条例では暴行や 10 歳未満の児童の虐待といった重罪からも死刑が除外された。この時までには、死によって償われる犯罪はわずか 8 つしかなく、処刑は殺人罪にのみ適用されるに至るのである⁴³。

しかしながら、これらの改正運動が主眼においたのは死刑相当罪の減少、あるいは死刑の廃止であり、犯罪が生じる背景にある社会状況という根本的な問題にまでは目が向けられなかった。すでに述べたような、刑務所の改革に後ろ向きな社会状況にあっては、犯罪者の処遇についても議論が進まず、ピールが「流刑の非能率は認めるが、この問題はあまりに困難である。・・・現在の刑罰に代わる名案を考え出すことはできない」⁴⁴と述べているように、結果は死刑に代わって流刑の適用が増加しただけであった。

このような刑法の改正は、リットンが求めたものとは本質的に異なっていた。『ポール・クリフォード』に示されているように、彼が主張したのは、貧困の末にやむなく窃盗を犯す貧民にまで死刑を宣告する無慈悲な刑法の改正と、そのような下層階級者の苦境の改善なのであった。そのため、次章で述べるように、改善されない状況を案じた彼は後に、犯罪増加の根底にある社会状況の改善の必要性を首相に直接訴えることになるのである。

『ポール・クリフォード』の中で、主人公が死刑を免れて流刑に処せられ、罪を償った後に真っ当に生きる姿を描くリットンの意図もまた、一見すると死刑の代わりに流刑を施行する当時の政策と合致しているかのように見える。しかしながら、流刑を導入した当時の政策における最優先事項とは、「犯罪の抑止や犯罪者の更生ではなく、危険因子をイギリスから除去すること」⁴⁵に他ならなかったのである。ここには、国の安全、国の利益を最優先するイギリス政府の政策と、犯罪者の更生を重視し、犯罪が生じない社会への改革の必要性を訴えるリットンの主張との明白な違いが見て取れるのである。

3. 『ポール・クリフォード』にみる犯罪と流刑

これまで見てきたような貧窮化する下層社会を舞台にし、そこに生きる人々の苦しい生活を描き出したのが『ポール・クリフォード』なのである。主人公ポールは出生と同時に唯一の肉親である母を失い、厳しい境遇を生きていく。孤児として貧しい宿屋(pub)の女主人マージェリーに育てられ、宿屋の常連の紳士マック・グローラーから教育を授かるポールは、成長するにつれて生来の気品に知性が加わり、紳士へと成長していくのである。

やがて犯罪に手を染めてしまうポールであるが、生まれ持った正義感や責任感に溢れる性格は至る所で示されている。盗賊として生計を立てる知人ペッパーに対し、ポールは正義感から以下のように警告する。これは聖書からの比喻を用いたもので、ポールが聡明で道徳的であることが窺える。

⁴² 1st Earl of Eldon (1751-1838) - 英国の政治家・法律家。本名 John Scott.

⁴³ Juliet John ed., *Cult Criminals: The Newgate Novels, 1830-47* (Routledge, 1998), p.ix

⁴⁴ Hughes, *The Fatal Shore*, p.426.

⁴⁵ Ekirch, *Bound for America*, p.3.

“...though the public may allow you to eat your mutton off their backs for a short time... the police will nab thee at last; and thou wilt have the distinguished fate, as thou already hast the distinguishing characteristic – of Absalom!”⁴⁶

（「たとえ世間が、あなたが人々からお金を盗んで羊肉を食べることをしばらくは許したとしても・・・最後には警察に捕えられ、あなたはあの有名な（すでにその顕著な特徴を持っているようですが、）アブサロムの運命をたどることになるでしょう！」）（拙訳）

これに対してのペッパリーの反論が次の引用であるが、この一連の議論を通してリットン、綺麗ごとだけでは生きていけない下層階級者の苦境を提示している。

“That may or may not be; but he who fears death never enjoys life. Consider, Paul, that though hanging is a bad fate, starving is a worse.”⁴⁷

（「そうかもしれないし、そうじゃないかもしれない。しかし、死を恐れる者は決して人生を楽しめない。考えてみろ、ポール。絞首刑は不運な運命だが、飢え死にはもっと不幸じゃないか。」）（拙訳）

ここには、被支配者が日々直面しなければならない過酷で不運な状況が映し出されている。つまり、彼らは意思に関係なく、生きるためには盗みを犯さなければならないのである。それと同時に、そのような状況下で仕方なく起こる犯罪にさえ死刑を適用する無慈悲な刑法がここには暴き出されているのである。

続く場面では、ペッパリーは盗みを働き、ポールを置き去りにして逃げてしまう。そしてポールは、何が起こったのかもわからないまま捕えられてしまう。これによって有罪判決を受けたポールは、監獄で遭遇した旧友とともに脱獄し、盗賊として生きていかざるを得なくなるのである。この出来事からも、ポールが被害者であることがよくわかるであろう。しかし、ペッパリーさえも悪人として描かれることはなく、絶対的な悪として視線が向けられるのは、そのような状況を作り出している「社会」なのである。

以上はほんの一例であるが、これらの場面から明らかなリットンの主張は、「人間は決して生まれながらの悪ではなく、罪を犯す者たちはむしろ社会の犠牲者なのだ。なぜなら彼らはただ不幸な境遇によって本来の人間性を損なってしまっただけなのだから。本当に矯正されるべきは、犯罪者たち自身ではなく、人間性をだめにする社会制度と法律なのである」ということである。これが『ポール・クリフォード』を構築しているリットンの基本理論なのである。

『ポール・クリフォード』の最終章で顕著に示されていることは、流刑に処せられた後でポールが本来の人間性を遺憾なく発揮するということである。流刑から 20 年後、ポールは恋人のルーシーとアメリカで暮らしている。そこではポールは世間から称賛され、支持されている。というのは、荒れ地を耕すのも、病院の設立に尽力するのも、民衆の苦情の種を取り除くのも、

⁴⁶ Bulwer-Lytton, *Paul Clifford*, p.47.

⁴⁷ Bulwer-Lytton, *Paul Clifford*, p.47.

努力し民衆の利益を獲得するのも、全てはこの善良なる市民ポールだからなのである。

In a certain town of that Great Country (America)...there resided, twenty years after the date of Lucy Brandon's departure from England, a man held in high and universal respect, not only for the rectitude of his conduct, but for the energies of his mind, and the purposes to which they were directed. If you asked who cultivated that waste? the answer was - "Clifford!" Who procured the establishment of that hospital? - "Clifford!" Who obtained the redress of such a public grievance? - "Clifford!" Who struggled for and won such a popular benefit? - "Clifford!"⁴⁸

(アメリカのある町に、ルーシー・ブランドンがイギリスを発ってから 20 年後のことだが、周囲から高い評価を得ている男が住んでいた。それは、正しい行いのためだけでなく、精神の強さ、そしてそれが向けられる目的のためであった。荒野を開墾したのは誰かと聞けば、答えは「クリフォード！」であった。病院の建設を周旋したのは？民衆の苦情の解決に努めたのは？民衆の利益のために尽力し成功したのは？——答えはすべて「クリフォード！」であった。) (拙訳)

このように、ポールは民衆のため、町のため、そして公平な社会の実現のために骨折って働くのである。彼特有の精神、すなわち苦難な人生から得た他人の欠点に対する寛容によって、ポールは最後に以下のように断言するのである。

“Circumstances make guilt...let us endeavour to *correct the circumstances*, before we rail against the guilt!”⁴⁹

(「境遇は犯罪を生み出す。・・・犯罪を非難する前に、境遇を改善するために努力しようじゃないか！」) (拙訳)

この主張は、まさにこの物語の核である。これこそが、リットンが人間の奥底に存在すると信じてやまない人間性なのである。罪を犯したものを悪として処刑してしまうのではなく、罪を犯さざるを得ない社会状況に目を向け、その改善の必要性をリットンは説いているのである。

絞首刑に代わる人道的かつ有効な手段の一つとして『ポール・クリフォード』で示されているのが流刑である。流刑地は俗悪なイギリス社会と対照的な存在であり、更生の場として機能している。このことから、リットンにとって流刑とは、イギリスと異なる社会に犯罪者を投じ、彼が信じる人間生来の善良な性質を涵養するための有効な策の一つと見なされていることが読み取れる。

流刑による犯罪者の救済を示唆する一方で、リットンが求めるのはあくまでも犯罪の根本にある社会体制の改善であった。1830 年以降の刑法改正によって死刑相当罪の数は減少するものの、流刑に頼るほかに手のない社会状況にあっては、死刑が流刑に変わったただけのことであった。犯罪者を生み出す社会自体は改善されず、下層階級者の生活は悪化の一途をたどっていた。

⁴⁸ Bulwer-Lytton, *Paul Clifford*, pp.373-374.

⁴⁹ Bulwer-Lytton, *Paul Clifford*, p.374.

特に 1830 年から 45 年にかけては、労働階級者の 1 割が貧困者として救貧法の適用を受けるほどに困窮し、策を講じない政府に対する不満も高まりつつあった⁵⁰。

そのような社会状況を顕著に写し出すと同時に、社会改革の必要性を説くリットンの強い主張が示されているのが、彼が 1846 年に時の首相ジョン・ラッセルに直接宛てた手紙である。その中でリットンは、数日前に目にしたという新聞記事を取り上げているが、それによれば三人の若い女が窃盗罪で捕まり、年長の女は 7 年間の流刑、残りの二人は減刑により三ヶ月の禁固刑を宣告された。流刑宣告された女は、判決に対して感謝の意を表したのである。というのも、イギリスでは希望を見出せないと感じた女は、流刑を願って犯行に及んだのであった。一方で禁固刑を宣告された仲間は、涙を流しながら流刑を嘆願したという。三人が口をそろえて述べたのが、

"We can come to no good; we are poor creatures, without father or mother; we can't get our bread honestly; transport us."⁵¹

（「私たちは幸せにはなれません。私たちは父も母もない哀れな人間です。実際に糧を得ることもできません。流刑にして下さい。」）（拙訳）

ということであり、裁判官の同情を得て三人とも流刑宣告を獲得したという。ここに表されているように、貧しさのために真つ当な手段では生きていけない彼女たちの姿は、まさにリットンが『ポール・クリフォード』で描いた下層階級者のそれであり、社会改革を訴えるリットンはこれに対して次のように主張するのである。

My Lord...do you not think it would have been better to have sent them to school, to have taught them how to get their bread in their own land, and to have taught their children after them to thank heaven that they had been born under a Government which aided the homeless and the orphan in the struggle not to sin? Such a Government you have the power to make your own.⁵²

（閣下、貴公はいかがお考えになるでしょう。彼らを学校へ送り、自国で生きる術を教えること、そして罪を犯さないように苦闘するホームレスや孤児を支援する政府の庇護下に生まれたことに対して主に感謝することを彼らの子孫に学ばせることが、よりよい方法であろうとは思いませんか？そのような政府をお造りになる力が、貴公にはおありなのです。）（拙訳）

このように、現実の社会問題への対策として流刑を良しとする一方で、リットンが主張するのはあくまでもイギリス国内の社会の改善である。国の安全のために犯罪者を僻地へ隔離するという対処療法的な政府の政策とは異なり、犯罪者を生み出さないような社会づくりという対症

⁵⁰ Hughes, *The Fatal Shore*, p.426.

⁵¹ Robert Lytton, *Speeches of Edward Lord Lytton* (Edinburgh; London: William Blackwood & Sons, 1874), p.xxxii.

⁵² Robert Lytton, *Speeches of Edward Lord Lytton*, p.xxxii.

療法的な改革が彼の求めることなのである。

4. 結論

リットンはその当時の社会の問題を把握した上でそれを『ポール・クリフォード』に反映させ、問題を指摘している。すでに述べたように、この小説におけるリットンの主な狙いは、社会の改善にも犯罪者の救済にもならない誤った厳罰政策へ注意を促すことであり、これは最後の場面での作者自身の結論に集約されている。以下がその引用である。

Who does not allow that it is better to repair than to perish, – better, too, to atone as the citizen than to repent as the hermit?...Mark this truth, all ye gentlemen of England, who would make laws...mark it, and remember!... – “THE VERY WORST USE TO WHICH YOU CAN PUT A MAN IS TO HANG HIM!”⁵³

（破壊するよりも修繕した方がよいということを、誰が否定できるだろうか。同様に、隠者として懺悔するよりも、市民として償う方がよいということを、一体誰が否定できようか。法律を作るイギリス紳士たちよ、この真実を書き留めたまえ。書き留め、覚えておきたまえ！・・・——「あなたたちが人に課することができる最も悪質な習慣は、その人を絞首刑に処することなのだ！」）（拙訳）

ここから読み取れるように、リットンは死刑に頼った厳罰政策を非難し、犯罪が生じる根本にある下層階級者の貧困という社会問題の改善を社会に訴えているのである。そして絞首刑に代わる人道的かつ有効な手段の一つとして示されているのが流刑であり、流刑地は俗悪なイギリス社会とは対照的な、更生の場として描かれている。流刑によって犯罪者の更生を描くリットンの意図は、死刑に代えて流刑を奨励する政府の政策と一見一致しているかのように感じられる。しかし、その目的に目を向けると「危険因子をイギリスから除去」しようとする国の自己中心的な政策は、リットンが示しているような、あくまでも更生を目的とし、人間が生まれ持った善良な性質を保護する手段としての流刑の見方とは、明らかな違いがあるのである。『ポール・クリフォード』では、流刑に処せられた後のポールの姿によって、犯罪者を救済する一つの案として流刑が提示されているが、リットンが最も求めるのは犯罪者を生み出さない社会であり、イギリス社会をそのような状態へと改善することなのである。

『ポール・クリフォード』は日本でも、『花柳春話』が出版された翌年の1879年という早い時期に『父子奇遇・白浪艶話』として翻訳されている⁵⁴。しかしその翻訳では、本稿で触れたリットンの意図が異なる形で受容されていることが読み取れるのである。例えば、『ポール・クリフォード』の最終章では、ポールが植民地で行方不明になったという噂がイギリスで流れることが示されているが、『父子奇遇・白浪艶話』ではポールが「守兵を屠殺し其處を逃げ出し」

⁵³ Bulwer-Lytton, *Paul Clifford*, p.375.

⁵⁴ 『明治翻訳文学全集《新聞雑誌編》14 リットン集』（大空社、2000年）によれば、雑誌『驥尾団子』に連載されたこの翻訳は第七回以降未確認となっているが、1891年に再び出版されている。これは仮名遣いが現代風に修正されているが、訳自体は1879年のものと同一である。

たと明記されている⁵⁵。ここにはリットンが描き出したような、やむなく犯罪者へと陥る下層階級者の姿や、人間が本来有している善性は光を失い、ただの悪質な犯罪者としてポールが認識されていることがわかる。また『父子奇遇・白浪艶話』では、ポールとルーシーの恋愛に焦点が当てられていることも原文との大きな違いである。このように、リットンの主張が法改正とはずれていたのと同様に、日本でもリットンの主張は異なる形で受容されたのである。そこで今後は、リットン以降の犯罪小説と法改正との関連、そしてリットンの小説の翻訳における原文とのずれという二つの問題を考えたい。

⁵⁵ 『父子奇遇・白浪艶話』（足立庚吉、1891）、117頁。